

議案第 28 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合出頭人の実費弁償に関する条例の
制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合出頭人の実費弁償に関する条例を次のとおり
制定する。

平成19年 3 月29日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合出頭人の実費弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条の規定に基づき、滋賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の機関の要求に応じ出頭した者に支給する実費弁償について必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償を支給する者)

第2条 次に掲げる者に対し、実費弁償を支給する。

- (1) 法第74条の3第3項の規定により、選挙管理委員会の要求に応じ出頭した者
- (2) 法第100条第1項の規定により、議会が行う調査のため出頭した者
- (3) 法第199条第8項の規定により、監査委員の要求に応じ出頭した者
- (4) 前各号に掲げるほか、法令又は条例に基づき出頭した者

(実費弁償の額)

第3条 実費弁償の額は、予算の範囲内で、そのつど広域連合長と協議して任命権者が定めるものとする。

(支給方法)

第4条 実費弁償は、出頭の際これを支給する。ただし、特別の理由によりそのつど支給できない場合は、この限りでない。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。